

小樽市産業廃棄物等処分事業経営戦略(改定原案)

団 体 名 : 小 樽 市

事 業 名 : 産業廃棄物等処分事業

策 定 日 : 令和 3 年 5 月

改 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用)・非適の区分	法適用(一部適用)(昭和59年4月1日)		
職 員 数	3 人	事業開始年月日	昭和59年11月12日
施 設 名	小樽市産業廃棄物最終処分場 及び 残土処分地		
施 設 の 種 類	・産業廃棄物の最終処分場(管理型) ・残土処分地	供用開始からの 経過年数	41 年
事 業 面 積	693,313 m ²	埋 立 容 量	6,717,770 m ³
営 業 時 間	3月~10月 午前8時~午後5時30分 11月~12月 午前8時~午後4時 1月~ 2月 午前9時~午後4時		
民間活用の状況	ア 民間委託	小樽市産業廃棄物最終処分場管理運営業務、埋立業務、地盤整備業務、搬入廃棄物等計量及び料金徴収等業務、搬入物監視等業務、資源回収業務、埋立地改良業務	
	イ 指定管理者制度		
	ウ PPP・PFI		

(2) 処分手数料等

手数料等 種類	基 礎 単 位	処 分 手 数 料 (消 費 税 抜 き)	循環資源利用促進税 (1 ト ン 当 た り)
が れ き 類	20 kg	62.00 円	1,000 円
建 設 木 く ず		180.00 円	
廃プラスチック類		426.00 円	
紙 く ず		142.00 円	
木 く ず			
織 維 く ず			
ゴ ム く ず			
金 属 く ず			
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず			
廃 棄 土 砂	20 kg	12.00 円	非該当
料金形態の考え方	処理原価及び近隣施設の処分手数料を参考に設定		
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	直近改定：平成25年4月1日一部改定 (平成12年7月1日から現種類区分)		

(3) 現在の経営状況

経営状況については、過去4年(令和3～6年度)の決算では、国道防災トンネル工事等の終了に伴い土砂の処分量が減少した令和4年度を除き、損益に関する各収益率(営業収支比率、経常収支比率、総収支比率)は、100%以上を維持していることから、健全かつ安定した状況と判断できる。

年度(令和)	3	4	5	6
区 分				
営業収支比率	105.0 %	98.4 %	142.8 %	133.6 %
経常収支比率	106.6	99.6	143.7	134.6
総収支比率	106.6	99.6	143.7	134.6

2. 将来の事業環境

(1) 埋立処分需要の見通し

産業廃棄物の排出量は、景気動向や経済活動などにより変化するが、近年は大規模な公共工事による埋立処分量の増加があったことから、令和7年度以降の計画値については、直近4年の公共工事などの大規模事業を除いた処分量を基にトレンド法により推計した。

(単位:t)

年度(令和) 区分	実績				計画					
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
がれき類	5,066	6,608	7,517	9,898	7,805	6,937	7,083	7,209	7,320	7,420
大規模除く	5,066	6,251	6,313	6,356	6,765	6,937	7,083	7,209	7,320	7,420
建設木くず	3,111	2,656	2,242	2,404	2,040	1,921	1,821	1,734	1,657	1,588
大規模除く	3,111	2,656	2,242	2,283	2,040	1,921	1,821	1,734	1,657	1,588
土砂	32,610	12,276	104,616	92,410	77,945	23,567	9,376	9,562	9,729	9,880
大規模除く	7,005	7,502	9,365	7,989	8,925	9,167	9,376	9,562	9,729	9,880
廃プラスチック類	2,228	2,319	2,686	2,386	2,584	2,623	2,657	2,686	2,713	2,736
大規模除く	2,228	2,319	2,686	2,386	2,584	2,623	2,657	2,686	2,713	2,736
その他	2,981	3,024	3,052	3,168	3,112	3,153	3,194	3,234	3,275	3,316
大規模除く	2,981	3,024	2,869	3,168	3,112	3,153	3,194	3,234	3,275	3,316
合計	45,996	26,883	120,113	110,266	93,486	38,201	24,131	24,425	24,694	24,940
大規模除く	20,391	21,752	23,475	22,182	23,426	23,801	24,131	24,425	24,694	24,940

(2) 手数料収入の見通し

令和7年度以降の計画値は、前ページの「埋立処分需要の見通し」の量に、それぞれの単価を乗じた額とする。

(単位:千円)

年度(令和) 区分	実績				計画					
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
がれき類	15,693	20,472	23,290	30,670	24,196	21,505	21,957	22,348	22,692	23,002
建設木くず	27,984	23,891	20,163	21,623	18,360	17,289	16,389	15,606	14,913	14,292
土砂	19,542	7,354	62,703	55,387	46,767	14,140	5,626	5,737	5,837	5,928
廃プラスチック類	47,448	49,384	57,193	50,807	55,039	55,870	56,594	57,212	57,787	58,277
その他	21,152	21,458	21,654	22,479	22,095	22,386	22,677	22,961	23,253	23,543
合計	131,819	122,559	185,003	180,966	166,457	131,190	123,243	123,864	124,482	125,042

※金額はすべて消費税抜き

※令和3～6年度は決算値。令和7年度以降は、埋立処分量(トン単位)に単価を乗じた概算値。

(3) 施設の見通し

施設内設備の点検を定期的に行い、適宜、維持補修を行うとともに、老朽化している設備については、計画的に更新を行うなど、適切に運営ができるよう管理を行っていく。

(4) 組織の見通し

計画期間中において、管理運営業務の委託は継続する見込みであることから、市の体制(課長職 1名、係長職 2名)の変更予定なし。

3. 経営の基本方針

小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例には、経営の基本について、「産業廃棄物等処分事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を推進するよう運営するものとする。」と定めている。そのことを踏まえながら、引き続き、「安定した経営基盤の堅持」及び「施設の適正な管理」に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	安全な施設運営を行うため、収支の均衡を図りながら必要な設備等の更新を行う。
-----	---------------------------------------

当施設は供用開始から40年が経過していることから、設備の状況を適切に把握し、必要に応じて設備等の更新を行っていく。

◎主な設備更新等の実績及び予定額

- ・令和3年度 … 41,063千円（流出防止えん堤修繕工事）
- ・令和5年度 … 4,950千円（計量設備システム改修業務）
- ・令和9年度 … 100,000千円（搬入道路全面舗装）

② 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

動 力 費	直近4年の上昇傾向が今後も継続するものと想定し、単価上昇率を反映して算出
修 繕 料	施設に不具合があった際に発生する費用であり、一定ではないため、直近4年の平均値から算出
材 料 費	直近4年の上昇傾向が今後も継続するものと想定し、単価上昇率を反映して算出

③ 収支計画のうち財源についての説明

目 標	長年にわたる安定的な運営が必要となることから、近年の収支状況を踏まえ、当施設の閉鎖までを見越した財源の確保に努める。
-----	--

近年の大規模公共工事により、営業収益が増収となり、十分な資金余剰があるが、今後の状況は不確定であることや、景気動向によっても埋立処分量が増減することから、今後を見据えた継続的な施設運営を図るため、手数料の見直しも含め財源を確保していく。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	小樽市で発生し、かつ、排出された産業廃棄物及び廃棄土砂を適正に処分することにより生活環境の保全を図り、併せて円滑な事業活動の促進に資するために必要と考える。
公営企業として実施する必要性	産業廃棄物は、事業者自らが責任を持って処理することが基本であるが、民間企業による最終処分場の設置は、用地確保や運営面の難しさがあることから、市内の円滑な事業活動の促進を図るためには、引き続き公営設置が適当と考える。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>経営戦略前期においても、大規模公共工事により営業収益が増加したが、当施設は供用開始から40年が経過しているため、各設備において老朽化により不具合が生じていることから、状況に応じ、補修、更新を行ってきた。</p> <p>また、当施設の必要性を鑑み、令和4年度に埋立可能容量を6,167,000立方メートルから6,717,770立方メートルに変更し延命化に取り組んでおり、今後においても、可能な限り受け入れを継続していく予定であることから、運営に必要な財源を確保した上で適切に管理を行っていくが、施設の老朽化などの状況や、経営環境に大きな変化が認められる場合には、随時、計画を見直すこととする。</p>
---------------------	--